

所管部課		地域福祉部 障害福祉課		部長		伊野宮 崇	
件 名		東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 東京都が「東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則」及び「市町村心身障害者福祉手当条例施行規則参考例」の扶養親族等の範囲を所得税法の改正を踏まえて見直したので、これらに準拠している標記の規則について、一部を改正するものである。 (1) 主な改正内容 ・控除対象扶養親族の要件の見直し（第2条の3） 控除対象扶養親族から、国外に居住する30歳以上70歳未満の扶養親族については除外する。ただし、次に掲げる要件に該当する者については、控除対象扶養親族の対象とする。 ① 留学により国内に居住及び居住を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者 ・文言整理（第3条、第8条） (2) 施行日 令和7年1月1日 (3) 影響及び効果 改正後の東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則等と整合性がとれた支給要件となる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） ・令和6年11月25日付け東京都福祉局通知「東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部改正について」及び「市町村心身障害者福祉手当条例施行規則参考例の作成について」を受領 ・総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。